

埼玉県報



埼玉県発行

目次

訓令

○埼玉県建設工事請負等競争入札参加者資格審査会規程の一部を改正する訓令 (入札審査課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (県央振興)

○〃〃 (川越比企振興)

○〃〃 (NPO活動推進課)

○埼玉県青少年健全育成条例に基づき有害がん具等の指定 (青少年課)

○大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○保安林の指定施業要件の変更予定の取消し (森づくり課)

○保安林の指定施業要件の変更予定 (〃〃)

○松戸橋有料道路の料金の徴収期間変更 (道路政策課)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○都市計画事業の事業認可 (道路街路課)

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)

○鴻巣市北鴻巣駅西口土地地区画整理組合の定款の変更認可 (市街地整備課)

○〃〃 (東松山県土)

○〃〃 (杉戸県土)

○公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 (選管委)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

○〃〃 (〃〃)

訓令

埼玉県訓令第二十六号

本 庁

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者資格審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者資格審査会規程の一部を改正する訓令
埼玉県建設工事請負等競争入札参加者資格審査会規程(昭和四十年埼玉県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「県土整備部」を「総務部」に改め、同条第三項中「県土整備部長」を「総務部長」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「総務部、農林部」を「農林部、県土整備部」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「総務部、」を「総務部契約局長並びに」に改め、同号を同項第二号とする。
第六条中「県土整備部建設業課」を「総務部入札審査課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千八百八十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年八月十二日
 埼玉県知事 上 田 清 司
 一 申請のあった年月日
 平成二十年八月一日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人匠会

三 代表者の氏名
 緒方 津美枝
 四 主たる事務所の所在地
 埼玉県上尾市原市一三五二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、技術を持った高齢な職人達が、住宅建築、メンテナンス、住宅購入者等に対する助言・情報提供、各種教室、講師活動を行うことで、高齢な職人同士のコミュニティの場を持ち、同時に雇用を創出し、いつまでも楽しく暮らしていけるようにすることを目的とする。

埼玉県告示第千八十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法
 (埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年八月十二日
 埼玉県知事 上 田 清 司
 一 申請のあった年月日
 平成二十年八月五日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

称

特定非営利活動法人Link・森と水と人をつなぐ会
 三 代表者の氏名
 木村 茂

四 主たる事務所の所在地
 埼玉県川越市東田町十三番地五 富士見ハイツ二百一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、タイ王国北部山間地に住む人々に対し、環境保全を主軸とした村落開発活動の支援を行い、当該地域における民族や宗教を超えて相互に尊重と協力が可能な連帯の構築と、自然との共生を前提とした持続的な社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千九十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年八月十二日
 埼玉県知事 上 田 清 司
 一 申請のあった年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

埼玉県青少年健全育成条例(昭和五十八年埼玉県条例第二十八号)第十二条第一項の規定に基づき、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害がん具等として、次のとおり指定する。
 平成二十年八月十二日

埼玉県告示第千九十一号

埼玉県青少年健全育成条例(昭和五十八年埼玉県条例第二十八号)第十二条第一項の規定に基づき、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害がん具等として、次のとおり指定する。
 平成二十年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定番号	種類	名称	構造等	指定理由
3	刃物	ダガーナイフ(通称)	鍔を中心として左右が対称な両刃の刃体を有し、その先端部が著しく鋭い刃物	青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

11	10	9	8	7	6	5	4
同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右
ミリタリー ナイフ(通 称)	コマンダー ナイフ(通 称)	タクティカ ルナイフ (通称)	アタックナ イフ(通称)	コンバット ナイフ(通 称)	サバイバル ナイフ(通 称)	ククリナイ フ(通称)	スローイン グナイフ (通称)
同 右	同 右	同 右	同 右	片刃又は両刃で、軍 事目的で製造された刃 物又は軍事目的で製造 されたことをうかがわ せる名称の刃物	片刃で、峰の部分に 鋸刃 <small>のこぎり</small> を設けた刃体の先 端部が著しく鋭い刃物	片刃で刀身が凹状に 湾曲している刃物で、 「グルカナイフ」とも 呼ばれるもの	片刃又は両刃で、柄 <small>つか</small> 部の幅よりも刃の幅が 大きく、「投げナイフ」 とも呼ばれる刃物
同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右

埼玉県告示第九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

下藤沢ビル

入間市大字下藤沢東台百八十八の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 日本フィル株式会社 代表取締役社長 神戸 信司

東京都稲城市大丸二千二百二十番地

(変更後) 日本フィル株式会社 代表取締役社長 相澤 毅

東京都稲城市大丸二千二百二十番地

ハ 変更年月日

平成十六年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十年七月二十八日

二 縦覧期間

平成二十年八月十二日から平成二十年十二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月十二日から平成二十年十二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

下藤沢ビル

入間市大字下藤沢東台百八十八の一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 八九八台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 七七〇台

ハ 変更年月日

平成二十一年三月三十一日

ニ 届出年月日

平成二十年七月二十八日

三 縦覧期間

平成二十年八月十二日から平成二十年十二月十二日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年八月十二日から平成二十年十二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

春日部三井ショッピングセンター

春日部市粕壁東二の十七の六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社ロビンソン・ジャパン 代表取締役社長 山口 義之

東京都港区芝公園四の一の四

他四十一社

(変更後)

株式会社ロビンソン百貨店 代表取締役社長 浅野 俊之

春日部市粕壁東二の五の一

他四十二社

ハ 変更年月日

平成二十年四月十七日

ニ 届出年月日

平成二十年七月三十日

三 縦覧期間

平成二十年八月十二日から平成二十年十二月十二日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター
意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

意見書提出期間

平成二十年八月十二日から平成二十年十二月十二日まで

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

埼玉県知事 上田清司

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

春日部三井ショッピングセンター

春日部市粕壁東二の十七の六外

変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 一、〇八七台

(変更後) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 一、〇五九台

変更年月日

平成二十一年三月三十一日

届出年月日

平成二十年七月三十日

縦覧期間

平成二十年八月十二日から平成二十年十二月十二日まで

縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部地域振興センター

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

意見書提出期間

平成二十年八月十二日から平成二十年十二月十二日まで

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九十六号

平成二十年埼玉県告示第八百五十三号(保安林の指定施業要件の変更予定)は、取り消す。

平成二十年八月十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九十七号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秩父市大滝字大血川四五六、四五九

の三・五一六三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、五二〇

〇の一、字大血川朽山平四五一八、字

大血川白井掘戸四五一九、字大血川和

名沢四五二〇、四五二一、字大血川細

久伊四五二二、字大血川太郎右エ門四

六〇五、四六〇六、五一九〇、五一九

一、字大血川横岩五一四四の一・五一

四六(以上二筆について次の図に示す

部分に限る。)、五一六二、字大血川シ

ケクラ五一五六・字大血川高ヲ子奥五

一九八の一・字大血川向山五一九九の

一(以上三筆について次の図に示す部

分に限る。)、五二〇一の一、五二〇一

の二、五二〇一の三(次の図に示す部

分に限る。)、五二〇一の四、五二〇一

の五、三峰字桂平三二九の二(次の図

に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更に係る指定施業要件

- イ 立木の伐採の方法 変更しない。
 - ロ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採限度は、次のとおりとする。
 - ハ 立木の植栽 変更後の植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁並びに秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県告示第九十八号

千葉県道路公社理事長から、松戸橋有料道路の料金の徴収期間を変更することについて、県報登載の依頼があつたので、次のとおり告示する。

平成二十年八月十二日

埼玉県知事 上田清司

千葉県道路公社公告第一号

松戸橋有料道路の料金の徴収期間を次のとおりとするので、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十五条第一項の規定により公告する。

平成二十年八月十二日

千葉県道路公社理事長

市川 慎一

料金の徴収期間

昭和五十五年四月一日から平成二十年十月二十五日まで

埼玉県告示第九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年八月十二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 施行者の名称
さいたま市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
さいたま都市計画道路事業三・四・二十号 与野東口三室線

- 三 事業施行期間
平成二十年八月十二日から平成二十五年三月三十一日まで

- 四 事業地
イ 収用の部分
埼玉県さいたま市緑区大字三室字北宿地内

- ロ 使用の部分
なし

埼玉県告示第千百号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規定で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年八月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―六一―〇号

- 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域
熊谷市柴字原谷二―一―一
他二一筆

- 三 雨水流出抑制施設の容量
四四〇立方メートル

埼玉県告示第千百一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年八月十二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 組合の名称
鴻巣市北鴻巣駅西口土地区画整理組合

- 二 事業施行期間
平成十七年十二月九日から平成二十三年三月三十一日まで

- 三 施行地区
鴻巣市箕田字苗木、字竜泉寺の各一部

- 四 事務所の所在地
鴻巣市本町二丁目二番二号鴻巣市役所市街地整備課内

- 五 設立認可の年月日
平成十七年十二月九日

- 六 変更内容

事務所の所在地を「鴻巣市本町二丁目二番二号鴻巣市役所市街地整備課内」から、「鴻巣市箕田六一六番地一」と変更する。

- 七 変更認可の年月日
平成二十年八月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

- 一 許可番号
平成二十年七月十日
第二〇〇〇二八〇号

- 二 検査済証番号
平成二十年八月六日
第二〇〇〇三九号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡嵐山町大字杉山字明神前六五六一二

- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都板橋区中台一―二―一一〇三号
水谷 恵美

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年八月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年七月三十一日

指令杉整第二〇〇〇六二一号
二 検査済証番号
平成二十年八月六日
杉整第六五二一—一 号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町大字宮前字香取前三

九一—四一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡杉戸町大字木野川四六二—

四六二

藤波 雅保

正 誤

埼玉県告示第八百七十九号(平成二十年六月二十七日第千九百九十一号) 中訂 正

ページ 表中 行

十二 指定年月日 前から五

誤

平成二十年六月四日

正

平成二十年六月一日

埼玉県選挙告示第九十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十年八月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人栄寿会 林病院	さいたま市桜区西堀八丁目四番一号
病院	医療法人栄寿会 介護老人保健施設うらわの里	さいたま市桜区西堀八丁目四番一号

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八—八二四—二一一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三—一—一〇 〇四八—八六二—二九〇(代表)
ウェブサイト	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm